

大阪市緊急通報システム事業 携帯型機器

簡単操作でご在宅時の安心・安全を！

緊急通報

ヒモを引くと緊急通報が受信センターに送信され、安否確認の電話がかかります。

ハンズフリー

着信から3秒後に自動的に接続しそのまま通話可能

機器の仕様

サイズ：幅54.6mm、縦107.5mm、厚さ13.8mm
通信方式：4G

緊急通報・健康相談

ボタンを長押しすると受信センターとすぐに会話ができます。

緊急通報や健康相談ご利用時は
ボタン長押し（2秒）

ご注意

- ・緊急通報機器は、利用しなくなった場合は、返却が必要です。
- ・電波の状況によりご利用できない場合があります。
- ・過失による機器の紛失や破損があった場合、実費相当（19,800円）の費用負担が発生します。

オプション

自己負担によりご家族との通話などが可能なオプション機能が利用できます。

- ※ 緊急通報システム事業利用申込み時に別途申込みが必要です。
- ※ 緊急通報システム利用申込後にオプションを申込み又はオプションを解約する場合は別途費用が発生します。

□ 電話帳登録（必須）

登録された方のみ電話の発着信及びメールの送受信が可能です。月額利用料220円が必要です。

□ お帰り通知

ご利用者様がご自宅に戻られたことをお知らせします。ただし、ご自宅にWi-Fi環境が必要となります。

□ 速度検知機能

ご利用者様が定期的にバスなどに乗車する場合に、指定した時間内に設定した速度以上で移動していることをお知らせします。



ご注意：外出時の緊急通報はご対応できませんのでご注意ください

機器のご利用方法

- ・緊急通報や健康相談ご利用時は、2秒以上ボタンを長押ししてください。
- ・充電が切れないように毎日充電してください。
- ・ご自宅以外での緊急通報はご利用できません。

主な事業内容

①緊急通報対応

利用者からの緊急通報を受け、状況に応じて、協力者や親族に連絡をしたり、委託事業者による駆けつけ対応や救急車の出動を要請します。

②24時間健康相談

利用者からの健康相談に看護師等がアドバイスします。

対象者

①高齢者

65歳以上でひとり暮らしの方、65歳以上の方のみの世帯、1日のうち8時間程度1人になる方

②障がい者

身体障がい2級以上または聴覚・音声・言語機能障がい3級以上の方で、単身世帯またはこれに準じる世帯

利用料

○前年所得税課税世帯

・令和4年4月からご利用の方・・・月額858円（税込）

○前年所得税非課税世帯・・・・・・・・無料

協力者の登録

事業を利用するにあたり、緊急通報時に利用者宅へ駆けつけて状況確認などを行う「協力者」の登録が必要となります。

（原則2名の登録が必要です。）

お問合せ・お申込み先：各区保健福祉センター福祉業務担当課（市外局番：06）

北区	6313-9857	都島区	6882-9857	福島区	6464-9859
此花区	6466-9857	中央区	6267-9857	西区	6532-9857
港区	6576-9857	大正区	4394-9859	天王寺区	6774-9857
浪速区	6647-9859	西淀川区	6478-9859	淀川区	6308-9857
東淀川区	4809-9857	東成区	6977-9859	生野区	6715-9857
旭区	6957-9857	城東区	6930-9857	鶴見区	6915-9859
阿倍野区	6622-9857	住之江区	6682-9859	住吉区	6694-9859
東住吉区	4399-9857	平野区	4302-9857	西成区	6659-9857

お問合せ先

大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課

06-6208-9995

大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課

06-6208-7993